

報告第 12 号

平成 23 年度三重県伊賀市一般会計事故繰越しについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 3 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により報告する。

平成 24 年 6 月 7 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁